二百八十五	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
二百八十六	紙・文房具小売業
二百八十七	スポーツ用品小売業
二百八十八	がん具・娯楽用品小売業
二百八十九	楽器小売業
二百九十	ジュエリー製品小売業
二百九十一	ペット・ペット用品小売業
二百九十二	他に分類されないその他の小売業
二百九十三	土地賃貸業
二百九十四	貸家業
二百九十五	貸間業
二百九十六	駐車場業
二百九十七	不動産管理業
二百九十八	貸衣しょう業（別掲を除く）
二百九十九	他に分類されない物品賃貸業
三百	測量業
三百一	料亭
三百二	旅行業（旅行業者代理業を除く）
三百三	旅行業者代理業
三百四	衣服裁縫修理業
三百五	ボウリング場
三百六	カラオケボックス業
三百七	娯楽に附帯するサービス業（場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場及び競輪・競馬等予想業を除く。）
三百八	音楽教授業
三百九	スポーツ・健康教授業
三百十	その他の療術業
三百十一	産業廃棄物収集運搬業
三百十二	産業廃棄物処分業
三百十三	特別管理産業廃棄物収集運搬業
三百十四	特別管理産業廃棄物処分業
三百十五	自動車一般整備業
三百十六	その他の自動車整備業
三百十七	表具業
三百十八	家具修理業
三百十九	履物修理業
三百二十	他に分類されない修理業
三百二十一	ディスプレイ業
三百二十二	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）を除く。）

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。

三　適正化法第二条第一項第七号及び第八号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）、第六項から第十項までに規定する営業を除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

○経済産業省告示第百四十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第七号の規定に基づき、同号の金融取引の調整を次のように指定する。

平成二十七年七月一日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

1　次に掲げる金融機関が実施している経営の相当程度の合理化に伴う貸出の減少

番号	金融機関名	住所
一	株式会社筑波銀行	茨城県土浦市中央二丁目十一番七号
二	株式会社富山銀行	富山県高岡市守山町二十二番地
三	株式会社近畿大阪銀行	大阪府大阪市中央区城見一丁目四番二十七号
四	株式会社四国銀行	高知県高知市南はりまや町一丁目一番一号
五	株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目四番三号
六	株式会社大東銀行	福島県郡山市中町十九番一号
七	株式会社長野銀行	長野県松本市渚二丁目九番三十八号
八	株式会社福邦銀行	福井県福井市順化一丁目六番九号
九	株式会社中京銀行	愛知県名古屋市中区栄三丁目三十三番十三号
十	株式会社関西アーバン銀行	大阪府大阪市中央区西心斎橋筋一丁目二番四号
十一	株式会社長崎銀行	長崎県長崎市栄町三番十四号